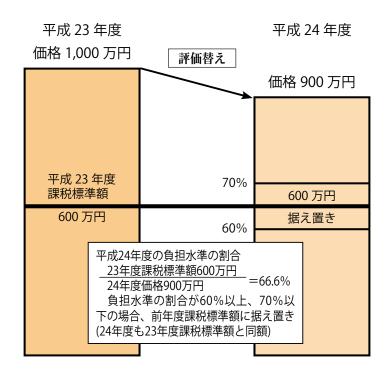
固定資産税の問い合わせの中でもっとも多い「土地の価格が下がっても、土地の固定資産税が下が らないことがあるのはなぜか」について説明します(これは「**負担調整措置**」によるものです)。

# A 土地の価格が下落しても税額が据え置きになる場合



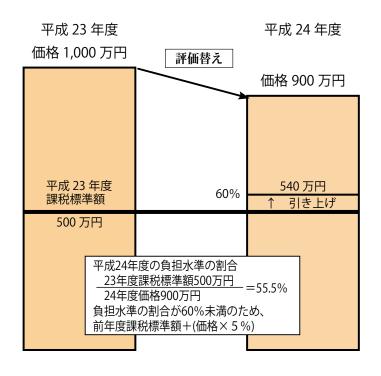
Aは、平成24年度の負担水準の割合が66.6%であるため、割合が「60%以上、70%以下」の範囲に該当することから、課税標準額の算出では「前年度課税標準額に据え置き」となり、平成23年度の課税標準額が平成24年度の課税標準額になります。

# 評価替えとは…

固定資産税における土地・家屋の価格を 3年に一度、見直すことになっていて、 平成24年度は、評価替えの年に当たりま す。

なお、土地の価格は原則とし3年間据え 置きとなりますが、地価の下落が認められ た場合は、評価替えでない年度であっても 価格の修正を行うことができるとされてい ます。

### B 土地の価格が下落しても税額が上がる場合



Bは、平成24年度の負担水準の割合が60% 未満であるため、平成23年度課税標準額に平成24年度価格900万円の5%分(45万円)を加算 した額が平成24年度の課税標準額となります が、加算した結果の課税標準額が60%を上回 る場合は、60%が上限となります。

はじめに算出上の課税標準額を計算します。 500万円(平成23年度課税標準額)

+45万円(価格の5%分)=545万円…① 続いて、平成24年度価格に対する割合の 60%を計算します。

価格900万円×60%=540万円…②

①の額が②の額を上回っているため、②の540 万円が平成24年度の課税標準額になります。

# 固定資産税(土地)のしくみ

問い合わせ

資産税課土地評価係 内線 3152・3153

固定資産税は、**1月1日現在**の固定資産(土地・家屋・償却 資産)の所有者を納税義務者とし、その固定資産の所在する市 町村で課税されます。

納税義務者の皆さんには、納税額や納付方法などを記載した 納税通知書とその課税の対象となった土地・家屋の所在、面積、 評価額、課税標準額などのそれぞれの資産内容を記載した課税 明細書(お知らせ)をお送りし、納付していただいています。

土地の税額の算出方法は、次の算式で求められます。

土地の税額 = 課税標準額 × 税率(1.5%)

(標準税率は1.4%、北上市は平成24~30年度まで1.5%)

課税標準額は原則、価格(評価額)に一致しますが、宅地の場合、課税標準額の算出に当たっては、急激な税額上昇を緩和するための仕組みである「負担調整措置」が適用されるため、価格(評価額)と課税標準額に開きが生じます。

「負担調整措置」は、当該年度の課税標準額を算出するに当たり、当該年度の価格(評価額)に対する前年度課税標準額の割合(負担水準)の区分に応じた調整率を適用し、税額の急増を抑制する仕組みとなっています。

#### 価格(評価額)とは…

宅地の価格は、宅地の評価水準を全国一 律に**地価公示価格の7割程度を目途に評価** することとされています。

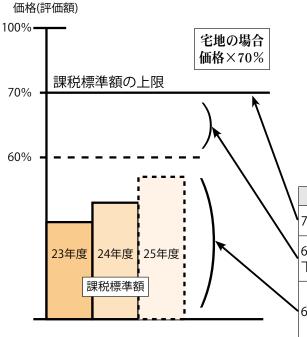
この評価は「固定資産評価基準」に基づき 評価を行うこととされ、地価公示価格のほ かに都道府県が行う地価調査価格や不動産 鑑定価格から適正な時価を算出し、価格 (評価額)を決定します。

# 課税標準額とは…

課税標準額は、実際の税額を計算するための基礎となる額で、原則として、**前年度** の課税標準額に負担調整措置を適用して求めます。

本年度の課税標準額は、次の手順で求められます(住宅が 建っていない宅地についての説明です)。

宅地(住宅用地以外)のしくみ



負担調整措置

1 負担水準割合の算出

負担水準の割合 = 前年度課税標準額 本年度の価格(評価額)



2 負担水準に基づく課税標準額の算出 この負担水準の割合により、本年度の課税標準額を求め ます。

	負担水準の割合	課税標準額の算出
\	70%を超えるもの	価格(評価額)の70%まで引下げ
\	60%以上、70%以 下のもの	前年度課税標準額に据え置き
,	60%未満のもの	前年度課税標準額+(価格×5%) ※価格の60%を上回る場合は60%相当額と し、20%を下回る場合は20%相当額とする。